

「認定スキーム文書（ASNITE-T(OIML)）」にかかるご意見と回答について

No.	ご意見	回答
1	<p>当該文書中の「適合性評価」が「試験」であると思いますので、6項（2）は、修正が必要かと思います。すなわち、</p> <p>(2) 適合性評価スキームが要求する事項・OIML-CSにおける試験、適合性評価スキームの種類：試験、適合性評価スキーム名称：OIML-CS（国際法定計量機関証明書制度）のための試験、適合性評価スキームオーナー：OIMLと修正する必要があると思います。</p> <p>また、適合性評価スキームオーナー：OIMLの後ろに記載されている「日本における加盟機関…」は適切な表現ではないので削除願います。</p>	<p>ご意見を頂きありがとうございます。</p> <p>ご意見につきましては、ご指摘のとおり、修正致します。</p>
2	<p>「9. この認定スキームを審議する委員会」の「(2) 委員会の構成」に記載されている「スキームオーナー」は認定スキームオーナー、適合性評価スキームオーナーのどちらでしょうか？</p> <p>的確な用語にしていただければと思います。なお、もし、「適合性評価スキームオーナー」である場合には、OIMLから委員を出してもらうのは現実的ではないと思います。そもそも、製品認証の場合には、「スキームオーナー」という概念は、製品認証のマーク制度との関係で一般的だと思いますが、試験、校正においては、「スキームオーナー」を意識することは少ないのではないかと思います（JCSS 校正とかであれば、METIかと思いますが）。</p> <p>「適合性評価スキームオーナー」を想定されていた場合には、再考していただくのが良いかと思います。</p>	<p>ご意見を頂きありがとうございます。</p> <p>ご意見頂いた内容につきましては、正しくは「スキームオーナー（IAJapan）」となりますので、このとおり、修正致します。</p> <p>また、他認定スキーム文書も同様の修正が必要となる箇所については、該当箇所を修正致します。</p>

<p>3</p>	<p>「14. 認定審査に用いる技法」の「(2) 現地審査において実施する審査」の中の「(該当する場合) 立会審査」は、削除していただく方が明瞭で良いと思います。</p> <p>ISO/IEC 17011 で witness (あるいは witnessing) が書かれていますが、testing や calibration において、witness という行為は皆無かと思えます。本文書は試験所の認定のための文書ですから、削除した方が良いかと思えます。</p> <p>文書作成者としては、「(該当する場合)」で解釈できるので構わないとお考えかもしれませんが、読者としては、該当するかどうか判断できないためです。</p>	<p>ご意見を頂きありがとうございます。</p> <p>ご意見につきましては、14項(2)の「(該当する場合) 立会審査」は、下請負機関やレンタルラボに対する17025評価及びこのウィットネスを想定しております。</p> <p>このため、本項は、「<u>(下請負機関を使用する等、該当する場合) 立会審査</u>」と修正致します。</p> <p>また、他認定スキーム文書も同様の修正が必要となる箇所については、該当箇所を修正致します。</p>
----------	--	---